

NEWS

～ 平成 27 年 5 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

社会保険労務士 岡 健治

社会保険労務士 吉岡武史

横浜市港北区新横浜 2-5-10 新横浜楓第 2 ビル 7 階

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

～ マイナンバー制度がはじまります ～

マイナンバー制度についてテレビCM等すでにご存じの方も多いと思いますが、その具体的内容についてはあまり知られていないと思います。今号ではマイナンバー制度の概要及び事業所の基本的対応についてお知らせいたします。

■ マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は複数の機関に存在する個人情報をもとに同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、行政手続を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するインフラとして導入されます。まず、平成 27 年 10 月より国民一人一人に対して 12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、法人にも 13 桁の法人番号が指定・通知されます。そして、平成 28 年 1 月からは社会保障や税の行政手続に関してマイナンバーの記載が必要となります。

■ 制度開始に向けた事業所の対応

事業所においては平成 27 年 10 月以降、従業員とその扶養家族のマイナンバーの収集を開始します。平成 28 年 1 月より税や社会保障の手続（例：給与支払報告書の提出や雇用保険資格取得届等）にマイナンバーの記載が必須となりますので、迅速に番号の取りまとめを行い顧問先の税理士や社労士に通知する必要があります。また、制度施行までの準備として、社内システムの対応、情報漏えい防止のための安全管理措置、個人情報保護に関する社内規定の見直し、社員研修の実施等の対策が考えられますので、制度開始直前に慌てないよう早めの情報収集・準備が必要です。

■ 岡経営労務事務所の対応

マイナンバーの取り扱いには、非常に高度なセキュリティ管理が求められます。当事務所では顧問先様がマイナンバーを安心してお預けできるよう、情報の漏えいや滅失防止対策として、人的・物理的・技術的な安全管理措置を講じていく所存でございます。また、今後マイナンバー制度の詳細につきましても随時情報を提供してまいります。